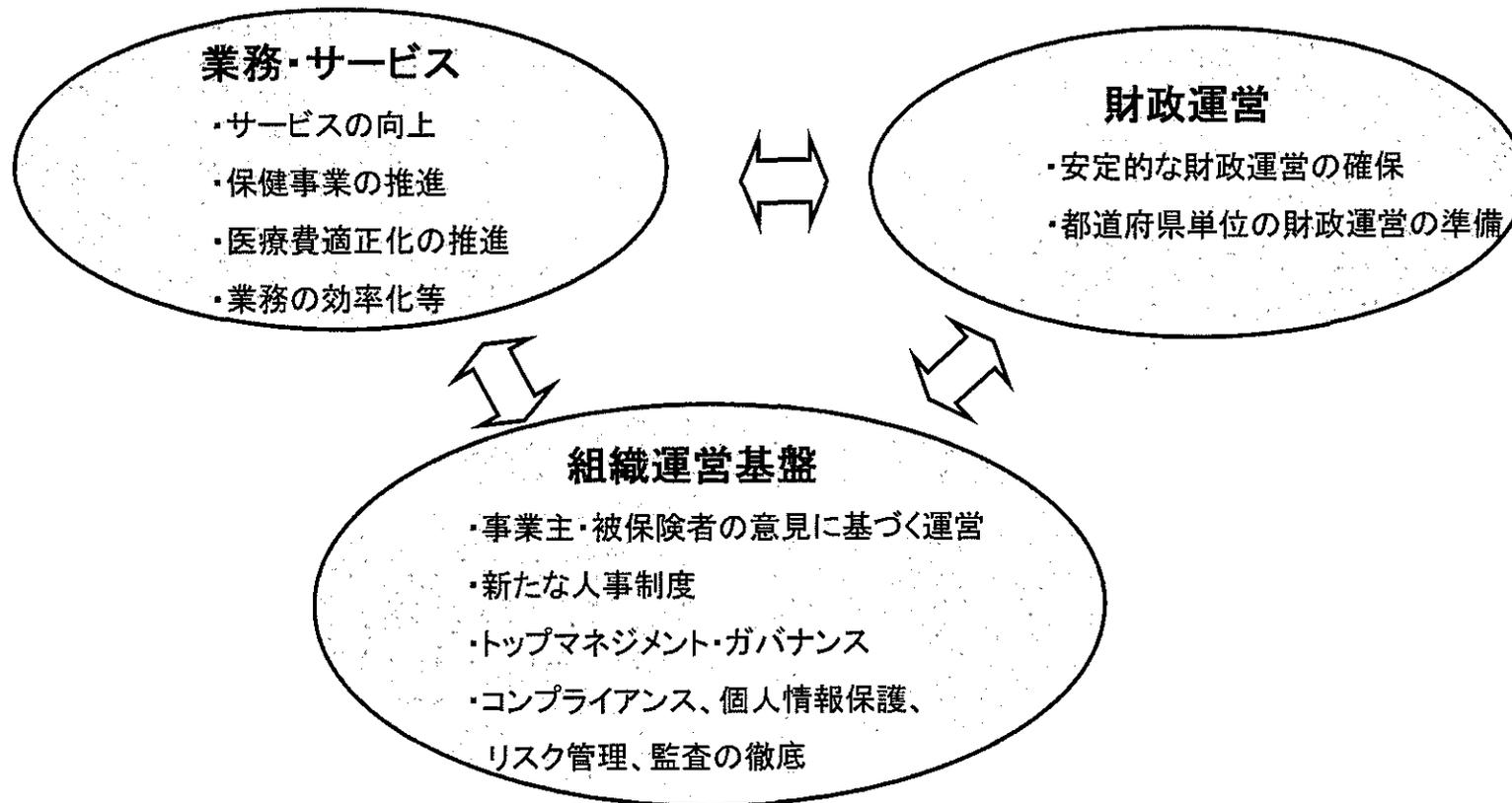


# 全国健康保険協会の事業計画の骨子 (検討のための素材)

## 事業計画の策定に当たっての基本的な考え方

- 全国健康保険協会は、被保険者等の利益の実現に向けて、安定的な財政運営のもと、事業主・被保険者の意見に基づき、サービスの向上や被保険者等の健康増進、業務の効率化等を進めていく必要がある。
- 特に、平成20年度は、国からの円滑な業務・サービスの移行を図るとともに、非公務員型の新たな組織としての組織運営の基盤を確立し、平成21年度以降の都道府県別保険料率の策定に向けた準備を進めていく必要がある。
- 上記の考え方のもと、業務・サービスや財政運営のみならず、新たな組織運営基盤の確立に向けた取組を含む事業計画を策定するものとする。



# I. 業務・サービス関係

## サービスの向上

### 業務・サービスの円滑な移行

- 協会の設立時にサービスが切れ目なく提供できるよう、適切な広報を行うとともに、業務やサービスを確実かつ円滑に移行にさせる。このため、システムの点検等に万全を期すとともに、設立当初は特別の管理運用体制を敷く。
- 社会保険庁が行う適用・徴収業務と適切な連携のもとに、被保険者証の迅速な発行に努めるとともに、平成21年3月までに新たな被保険者証への切替えを順次行う。  
→【目標】 社会保険庁から被保険者等の情報の到達後、速やかに被保険者証を作成し、発送。  
(ただし、緊急に医療が必要な場合には即時発行の仕組みを設ける)
- 各種申請の受付や相談等の窓口サービスについては、地域の実情を踏まえ、創意工夫を活かして、職員の巡回や外部委託を適切に組み合わせ、社会保険事務所等に窓口を開設し、効率的かつ円滑にサービスを提供する。
- 入院に係る高額療養費の現物給付化やターンアラウンド方式による高額療養費申請の案内通知等のサービスについては、引き続き実施していく。

### 新たなサービスの実施

- 傷病手当金等の現金給付については、ファームバンキングを活用して、本部で一括して日々の払いを行うことにより、支払までの期間の短縮を図る。  
→【目標】 現金給付の請求書受理から支給決定通知書到達までの期間を〇〇以内とする（現行は3週間以内）
- 任意継続被保険者の保険料については、口座振替やインターネット等を活用した電子納付、コンビニエンスストアでの納付を可能とする。
- 医療費通知については希望者にID・パスワードを設定してインターネットを通じて照会に応じるサービスを開始するなど、ITの活用等により被保険者等に対して医療や医療機関、健康づくりの支援等のための情報提供の充実を図る

## サービス向上のための取組

### ◇情報提供・広報の充実

- ホームページやリーフレット等による被保険者等に対する情報提供の充実や、わかりやすい広報、積極的な情報公開等を通じて、保険者としての説明責任を適切に果たすとともに、事業主・被保険者の参画意識を高める。

### ◇関係方面への情報発信の強化

- 保険者協議会等を通じて保険者間の連携を強化し、国・都道府県毎に審議会やホームページ等を通じて、医療・介護に関して事業主・被保険者の立場に立った保険者としての見解を関係方面に積極的に発信していく。

### ◇サービスの改善・開発

- 本部・支部を通じて被保険者等の意見や苦情等を受け付ける仕組みを設け、迅速かつ適切に対応するとともに、これらの意見等をサービスの改善の開発や新たなサービスの開発に適切に活かしていく。また、現場の意見や発想を活かしてサービスの充実を図る。
- 申請書等の様式や記載要領、パンフレット等については、被保険者等の立場からみてわかりやすく改善するとともに、手続きの簡素化を進める。
- 医療費通知については、被保険者等のご意見を踏まえ、その内容の充実を図る。
- 各種広報や健康保険委員による相談対応、申請書類の配備場所の拡大、わかりやすい記載要領の作成等を通じて、郵送による申請や電子申請の促進のための環境整備を進める。
- 現場での教育研修を充実させ、被保険者本位の理念を徹底し、接遇の向上を図る。

→【目標】 ・サービスに関する目標をサービススタンダードとして定め、その遵守状況を適切に管理し、着実に実施。  
・新たな業務処理体制等も踏まえ、お客様満足度に関する指標を設定し、管理。

## 保健事業の推進

### 特定健康診査及び特定保健指導の推進

- 平成20年4月からの特定健康診査及び特定保健指導の義務化を踏まえ、健診受診率の向上を図るとともに、ホームページ等を活用して情報提供の充実を図り、生活習慣病の予防の推進を図る。
- 保健指導については、社会保険健康事業財団のノウハウを継承し、被保険者への保健指導は自ら効果的に実施する。
- 被扶養者に対する健診及び保健指導については、適切な広報を行い、市町村の契約等の仕組みを承継するなど、利便性を確保し、その推進を図る。

→【目標】 ・健診受診率：被保険者〇〇%、被扶養者〇〇%  
・保健指導実施率：被保険者〇〇%、被扶養者〇〇%

※国の基本方針では、平成24年度までに健診受診率を70%、保健指導実施率を45%にする等の目標が示されている

### 各種事業の展開

- 一次予防を中心とした健康づくり事業については、保健指導等との連携を強化し、効果的な事業の実施を図るとともに、効果をフォローアップし、事業の再構築に向けた検討を進める。
- メンタルヘルスなど健康に関する相談事業等を実施する。
- 保健事業に関する専門的な識見を有する者の意見を聴く場を設けるとともに、保険者協議会、地域職域連絡協議会や都道府県、関係団体等との連携のもと、地域の実情に応じた保健事業を効果的に推進する。
- 国の施策との連携のもと、肝炎やエイズに対する正しい理解や予防のための普及啓発を推進する。

## 医療費の適正化の推進

### 効果的なレセプト点検の推進

- システムによるレセプト抽出機能の強化も踏まえ、内容点検に関するマニュアルやプログラムを整備するとともに、点検情報の共有化や研修の教育充実を通じて、点検技術の全国的な底上げを図り、効果的なレセプト点検を推進する。
- システムによる負傷原因照会書の自動作成機能や進捗管理機能を活用し、外傷点検の強化を図る。
- レセプトオンライン化に適切に対応するとともに、平成23年4月からのレセプトの原則オンライン化を見据えた点検体制の検討を進める。

→【目標】 被保険者1人当たり点検効果額(年額)

・内容点検:〇〇円 外傷点検:〇〇円

### 医療費分析の充実等

- 都道府県単位保険料率の導入を見据え、都道府県単位で医療費や健診データを分析し、レーダーチャート等の形でわかりやすく公表するとともに、これらを効果的な保健事業の推進等の医療費適正化のための取組に有効に活用する。また、必要なデータの整備やマニュアルの策定、研修を行い、これらに必要な体制を確立する。
- 国内や諸外国における保険者の取組事例を収集し、医療費の適正化等のための手法に関する検討を進め、適宜、採り入れていく。

### 後発医薬品の使用促進

- 国の施策を踏まえ、ホームページや医療費通知、被保険者等へのお知らせなど、様々な媒体を活用し、後発医薬品の使用のメリットに関して被保険者等に周知を図り、後発医薬品の使用を積極的に促進する。

※政府としては、平成24年度を目途に後発医薬品の使用割合を30%(現状から倍増)以上に高めることを目標としている。

## 業務の効率化等

### 業務のシステム化、合理化等の推進

- レセプトオンライン化など、医療のIT化に適切に対応する。
- 新たなシステムに対応した業務運用マニュアルの作成や研修、ノウハウのデータベース化やコミュニケーションシステムを通じたノウハウの蓄積・共有等により、業務処理の標準化や統一化、業務品質の向上を図る。
- 入力業務や大量印刷発行業務等の定型的な業務についてはアウトソーシングを推進するとともに、業務の処理方法やフロー、職員配置等の不断の点検、改善を行い、システム化や業務の合理化、効率化を推進する。

→【目標】平成20年度中に協会の新たな業務処理体制等を踏まえ、業務の効率化に関する指標を設定

### 経費の節減の推進

- 職員のコスト意識を高め、競争入札や全国一括入札、適切な在庫管理等により、経費の節減に努める。
- 調達や執行については、これらを管理する委員会を設け、事前のチェックや事後のフォローを徹底し、調達及び執行を適切に管理するとともに、ホームページにより調達結果等を公表することにより、透明性の確保に努める。

→【目標】平成20年度中に協会の新たな業務処理体制等を踏まえ、経費の節減に関する指標を設定

## Ⅱ. 財政運営関係

### 安定的な財政運営の確保

- 健康保険財政については、5年間の収支の見通しを作成する。また、財政運営の状況を日次・月次で適切に把握・検証し、これを事業に有効に活用するとともに、被用者保険の受け皿として安定的な財政運営を確保する。
- 企業会計原則のもと公正な会計を行うとともに、予算・決算をホームページ等を通じてわかりやすい形で公表する。

### 都道府県単位の財政運営に向けた準備

- 平成21年度以降の都道府県単位保険料率への移行に向けた運営委員会及び評議会における議論に早期に着手し、都道府県単位保険料率に円滑に移行するための準備を進める。  
※協会設立時は全国一律の政管の保険料率を引き継ぐが、設立後1年以内に都道府県単位保険料率への移行が必要
- 都道府県単位の財政運営を踏まえ、本部の方針のもとに、各支部の自主性が発揮でき、地域の医療費の適正化や効率化のための取組のインセンティブが適切に働くような財政運営のルールを構築する。  
※都道府県単位保険料率の算定に当たり、医療費については都道府県毎に年齢調整・所得調整を行うこととしているが、事務費や保健事業費については都道府県毎の負担のルールは協会において定めることとなっている。

### Ⅲ. 組織運営基盤関係

#### 事業主・被保険者の意見に基づく適切な運営の確保

##### ◇事業主・被保険者の意見に基づく適切な運営の確保

- 本部に事業主・被保険者・学識経験者から構成される運営委員会を、各支部に評議会を設置し、事業運営について、事業主及び被保険者の意見に基づきPDCAサイクルを適切に機能させる。

##### ◇健康保険委員の委嘱の拡充

- 健康保険事業に関する広報、相談、各種事業の推進、モニター等、事業に協力していただく被保険者を、社会保険委員の協力や公募により、健康保険委員(健康保険サポーター)として、順次、委嘱を進め、被保険者の事業への参画・協力を促進する。

※平成19年度においては、健康保険委員として先行的に1907名を委嘱。

社会保険委員(約17万人)については、政管の事業所の者は原則として健康保険委員として委嘱する方向で協力を求めていく。

##### ◇被保険者等の意見の適切な反映

- 本部・支部を通じて被保険者等の意見や苦情等を適切に受け付ける仕組みを設け、これらを集約し、対応や見解をホームページ等を通じて適切に被保険者等にフィードバックさせる。
- 健康保険委員によるモニター制度やお客様満足度調査の実施等を通じて、被保険者等の意見やニーズの把握に努め、サービスの改善等に反映させる。

## 新たな人事制度の実施

### ◇実績や能力本位の人事制度の実施

- 協会のミッションや目標を踏まえ、個々の職員の役割、目標を明確化し、目標管理制度の下で、目標の達成度等の実績や業務の遂行能力を評価する人事評価制度を実施し、給与や人事に反映させる。

### ◇新たな組織風土・文化の醸成等

- 民間企業の利点やノウハウを積極的に採り入れるとともに、被保険者本位を原点とする協会のミッションや目標を職員に浸透させ、その達成に向けて、様々な組織から集まった職員が一体感をもって取り組む、新たな組織風土・文化を醸成する。
- トップの方針や各職員の役割・目標の明確化と共有化、職場におけるコミュニケーションの強化、管理職に対する教育の徹底、風通しのよい組織環境の醸成等を通じて、職員一人ひとりが自らの役割や目標を理解・納得し、モチベーションを持って、仕事の誇りや達成感、働きがいを実感できる職場をつくっていく。
- 職員からの内部提案制度を実施し、職員のアイデアや現場の発想を事業運営に積極的に活かしていく。

### ◇人材の育成

- 保険者としての志と専門性を兼ね備えた優れた人材の育成やミッション等の徹底を図るため、教育研修の体系や計画を策定し、研修、OJT、教材の提供等を適切に行う。特に、都道府県単位で保険者機能を発揮していくための企画等を行うことができる人材の育成に努める。
- 民間のノウハウの導入や人材の育成の観点から、民間企業との人事交流に向けた検討を行う。

## ガバナンスの確保等

### ◇ガバナンスの確保等

- トップマネジメントが適切に発揮されるように、理事長、理事及び支部長が参画する会議を定期的を開催し、目標や計画等に関して意識の統一を図るとともに、理事長と支部長の直接の対話ルートを設ける。また、統一すべき業務処理については、マニュアル等を徹底し、その統一を図るとともに、各支部の目標の達成状況や進捗状況を定期的に本部で適切に管理し、必要な助言指導や支援を行うことにより、各支部の自主性を尊重しつつ、理事長のリーダーシップのもとに本部・支部を通じて内部統制(ガバナンス)を適切に機能させる。
- CIO(最高情報責任者)などシステムの開発・運用のための管理組織を整備し、ITガバナンスを確立し、協会のミッションや目標に沿った最適なシステムの開発や運用、人材育成を進める。

### ◇外部有識者の活用

- 外部の有識者を顧問やアドバイザーとして委嘱し、専門的見地から助言、評価をいただき、運営に活かしていく。

## コンプライアンス・個人情報保護の徹底等

### ◇コンプライアンスの徹底

- 法令等規律の遵守(コンプライアンス)については、研修を徹底するほか、内部・外部の通報制度を設けるとともに、通報への対応や防止策を検討するコンプライアンス委員会やコンプライアンス管理者を設置し、法令等の遵守を徹底する。

### ◇個人情報保護・セキュリティ対策

- 個人情報保護やセキュリティについては、個人情報保護規程やセキュリティポリシーを策定し、①技術的セキュリティ対策(利用者認証、アクセス権限管理等)、②人的セキュリティ対策(研修、パスワード管理等)、③物理的セキュリティ対策(フロア入退室管理等)、運用対策(遵守状況の確認、不正アクセスの監視、外部委託の際の個人情報保護対策等)からなる包括的な対策を講ずる。

## リスクの管理

### ◇リスク管理体制の整備

- リスク管理委員会を設け、適切な運営を脅かす様々なリスクを把握、分析し、リスクの総合的な管理を行う。また、事務処理やシステムの点検やリスク管理能力向上のための研修等を通じてリスクの軽減を図るとともに、リスク発生時のトップまでの迅速な連絡対応や初動の体制を含むリスク管理体制を整備する。

### ◇災害・障害対策

- 災害やシステム障害等に対しては、短期間での復旧や対応策を含む業務継続計画（BCP）を作成し、システムのバックアップセンターの検討を進めるとともに、平時から緊急時対応のための教育訓練を実施する。

## 監査の徹底

- 公正な運営を確保するため、理事長の直轄で監査部門を置き、内部統制の検証や、会計・業務・システムの監査、改善措置の提案等を行うなど、内部監査を徹底するとともに、会計監査法人による外部監査制度を導入する。